

政策研究大学院大学における設備機器の組織内外への共用方針

設備機器については、学内教職員が本学主催事業のため、必要な事務手続きを経たうえで、使用できるものとする。また、公共性の高い事業を目的とする学外者への使用も可能であることとし、想海樓ホールを利用する学内外の者にとって、設備機器の利用を通じ、社会との共創の場の形成に寄与することとする。